

大阪広域水道企業団公告式条例の一部を改正する条例のあ
らまし

- 1 事務の効率化を図るため、規則等について公布の署名を要しないこ
ととし、公布のための記名等について定めます。
- 2 規程の公表のための押印を要しないこととします。
- 3 この条例は、公布の日から施行します。